

令和4年5月26日

保護者の皆様

県立金沢錦丘中学校
校長 嶋 耕 二

濃厚接触者（相当）に該当する生徒の自宅待機期間の取扱いについて

保護者の皆さまにおかれましては、平素より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、石川県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（相当）に該当する生徒の自宅待機期間の取扱いにつきまして、通知がありましたので、お知らせします。

記

県教委通知より

(1) 対 象

保健所の特定した濃厚接触者及び石川県教育委員会が指定した濃厚接触者相当の生徒

(2) 自宅待機期間

これまでの通り7日間とする。ただし、下記の①～④の条件を満たす場合に限り、5日目に自宅待機を解除することを可能とする。

- ①無症状であること。
- ②自宅待機4日目及び5日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査を実施し、4、5日目ともに陰性が確認された場合であること。
- ③検温など自身による健康状態の確認を行うこと（最終接触から7日間）。
- ④感染した場合に重症化リスクの高い方（高齢者等）との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（受診目的等は除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食、他の生徒等と宿泊を共にすることを避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

検査で4、5日目ともに陰性が確認された場合は、保護者が学校に報告することとし、学校長の判断で5日目からの自宅待機を解除できるものとする。

なお、検査の実施については、濃厚接触者等に対して一律に求めるものではありません。あくまで濃厚接触者本人、保護者が自主的に判断したうえで7日間を短縮する場合に実施するものであることを申し添えます。